

非課税世帯応援給付金を支給しています ／ 支給には手続きが必要です

非課税世帯応援給付金（追加分）

エネルギー・食料品などの物価高騰に直面し、特に家計への影響が大きい低所得世帯への生活支援として、住民税非課税世帯に対し、非課税世帯応援給付金（追加分）を支給しています。

対象となる世帯

令和5年12月1日現在幕別町の住民基本台帳に記録されている世帯であって、世帯員全員が令和5年度住民税（均等割）が非課税（免除された場合も含む）の世帯の世帯主。ただし、世帯員全員が住民税を課されている親族から、地方税法上の扶養を受けている場合は、対象となりません。

子ども加算

非課税世帯応援給付金（追加分）の支給決定者と令和5年12月1日において同一世帯の18歳以下の児童1人につき、5万円を加算します。

※18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童（平成17年4月2日以降に生まれた児童）が対象です。

※次に該当する児童がいる場合は、申請が必要です。詳しくは問い合わせください。

- ・令和5年12月2日から令和6年4月1日までに生まれた新生児
- ・非課税世帯応援給付金（追加分）の支給決定者とは世帯が異なるが、養育している児童

手続き方法

対象となる世帯には、1月4日に町から給付内容や確認事項を記載した確認書を送付していますので、確認書に必要事項を記入して、町に提出してください。なお、子ども加算分の手続きは必要ありません。

※住民税未申告の方は、住民税申告が必要です。詳しくは問い合わせください。

- ☎非課税世帯応援給付金（追加分）について：福祉課社会福祉係（☎54-6612）
- 子ども加算分について：こども課こども支援係（☎54-6621）

非課税世帯応援給付金（初回分）の転入者特例

非課税世帯応援給付金（初回分）（1世帯当たり3万円）は令和5年9月29日で申請の受け付けを終了しましたが、本給付金は自治体ごとに基準日（幕別町は令和5年6月1日）が異なるため、転出入によりいずれの市区町村からも給付が受けられない方が発生する可能性があります。

このため、幕別町に令和5年6月2日以降に転入した住民税（均等割）非課税世帯であって、幕別町以外の市区町村から給付金の支給が受けられない場合に、国からの通知に基づき特例で相談窓口を設け、申請を受け付けています。

対象となる世帯

幕別町に令和5年6月2日以降に転入した住民税（均等割）非課税世帯であって、幕別町以外の市区町村から非課税世帯応援給付金（初回分）と同様の給付金の支給がされていない世帯

注意事項

町からの給付金を受け取った後に、他の市区町村での受給が発覚するなど、受給資格がないことが判明した場合は、返金をいただく必要があります。

- ☎福祉課社会福祉係（☎54-6612）

支給額

1世帯当たり7万円

申請期限

4月5日☎

※子ども加算は4月30日☎

申請窓口

- ・役場福祉課
- ・ふれあいセンター福寿
- ・札内支所
- ・糠内出張所

生活応援給付金を支給します ／ 支給には手続きが必要です

エネルギー・食料品などの物価高騰による負担増により、家計への影響が大きい低所得世帯（住民税均等割のみ課税世帯）に対し、生活応援給付金を支給します。

対象となる世帯

令和5年12月1日現在幕別町の住民基本台帳に記録されている世帯であって、世帯員全員が令和5年度住民税均等割のみが課されている人で構成または住民税均等割のみが課されている人と住民税均等割が非課税の人（免除された場合も含む）で構成される世帯の世帯主。ただし、世帯員全員が住民税を課されている親族から、地方税法上の扶養を受けている場合は、対象となりません。

子ども加算

生活応援給付金の支給決定者と令和5年12月1日において同一世帯の18歳以下の児童1人につき、5万円を加算します。

※18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童（平成17年4月2日以降に生まれた児童）が対象です。

- ※次に該当する児童がいる場合は、申請が必要です。詳しくは問い合わせください。
- ・令和5年12月2日から令和6年4月1日までに生まれた新生児
- ・生活応援給付金の支給決定者とは世帯が異なるが、養育している児童

手続き方法

対象となる世帯には、2月中旬をめぐりに町から給付内容や確認事項を記載した確認書を送付しますので、確認書に必要事項を記入して、町に提出してください。なお、子ども加算分の手続きは必要ありません。

※住民税未申告の方は、住民税申告が必要です。詳しくは問い合わせください。

- ☎生活応援給付金について：福祉課社会福祉係（☎54-6612）
- 子ども加算分について：こども課こども支援係（☎54-6621）

福祉灯油等支給事業を実施しています ／ 支給には手続きが必要です

灯油価格高騰に係る低所得世帯などの福祉支援として、福祉灯油等支給事業を実施しています。燃料の購入など冬期間の生活支援のため、次の要件に該当する世帯に1万円を支給しています。

支給の要件

令和5年11月1日現在幕別町の住民基本台帳に記録され、申請日まで引き続き居住している、次の1または2の要件を満たす世帯。ただし、世帯員全員が医療機関に入院または社会福祉施設に入所している世帯および世帯員全員が住民税を課されている親族から、地方税法上の扶養を受けている場合は、対象となりません。

- 1 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯で次のいずれかに該当している世帯
 - ①令和5年11月1日において満65歳以上の方のみの世帯
 - ②身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定または精神障害者保健福祉手帳1級の方を含む世帯
 - ③児童扶養手当受給者を含む世帯
 - ④特別児童扶養手当受給者を含む世帯
 - ⑤幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭の医療費の助成に関する条例に定める重度心身障害者を含む世帯
 - ⑥幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭の医療費の助成に関する条例に定めるひとり親家庭等の母または父を含む世帯
 - ⑦北海道が発行する特定医療費（指定難病）受給者証もしくは特定疾患医療受給者証の交付を受けた方または小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けた方を含む世帯
- 2 生活保護世帯

※1に該当する方で、令和5年1月2日以降に幕別町に転入した方は、令和5年度住民税の非課税を証明する書類が必要です。

※⑦に該当する方は、北海道が発行する受給者証の提示が必要です。

※同一住宅において複数の世帯が存在する場合は、支給対象世帯が冬期間に1万円以上の燃料費等の経費を負担している場合に限り助成の対象とします。

1の①～⑥、2に該当する方には、文書で案内しています。
⑦に該当する方は、窓口まで受給者証を持参の上、申請してください。

支給額

1世帯当たり1万円

申請期限

3月5日☎

申請窓口

- ・役場福祉課
- ・ふれあいセンター福寿
- ・札内支所
- ・糠内出張所

- ☎福祉課社会福祉係（☎54-6612）



まずはプラスひとくち つぎはプラス1皿

大量消費&使い切り かんたん野菜レシピ

このメニューでひとり
50gの野菜がとれます!

調理時間
20分

1人分
80
キロカロリー

1人あたりの
野菜目標量
1日350g以上

レンジでかんたん! 人参とツナのサラダ



人参がおいしく
たっぷり食べら
れます。常備菜
やお弁当にもお
すすめよ!



材料 (4人分)

- 人参 150g (中1本)
- ツナ油漬缶 1缶 (油ごと)
- レタス 50g

【ドレッシング】

- しょうゆ 小さじ2
- 白すりごま 大さじ1
- 酢 小さじ1
- 塩、こしょう 各少々



作り方

①下準備する

- ▶人参は皮ごとせん切りにする。
- ▶レタスは食べやすい大きさに手でちぎる。
- ▶【ドレッシング】の材料を容器に入れ、混ぜ合わせる。

②レンジで加熱し、熱いうちにドレッシングで和える

- ▶耐熱容器に人参とツナ缶 (油ごと) を加え、全体を軽く混ぜ合わせる。
- ▶ラップをして、500Wの電子レンジで5分加熱する。熱いうちに【ドレッシング】を加えてよく混ぜ合わせ、そのまま冷やす。

③レタスを加え、盛り付ける

- ▶②にレタスを加え、全体を混ぜ合わせて盛り付ける。

人参は皮の近くに栄養が多いから、
皮ごと食べよう 🐾



保健課健康推進係 ☎54-3811

最終周知

低所得の世帯対象 子育て世帯生活支援特別給付金

食費などの物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、生活支援を行うため、給付金を支給します。

支給額 児童1人当たり一律5万円

申請期限 2月29日(木)

ひとり親世帯

ひとり親世帯以外の子育て世帯分の給付金をすでに受給している方は対象外

- ▶**対象者** 児童を養育するひとり親の方のうち、次の①から④のいずれかに該当する方
 - ②から④に該当する場合は、令和5年3月31日時点で18歳未満(障害児の場合は20歳未満)の児童を養育する方
 - ①令和5年3月分の児童扶養手当受給者
 - ②令和5年4月分の新規児童扶養手当受給者 (※①②の対象者にはすでに北海道から支給済みです。)
 - ③公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当を受給していない方
 - ④食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年1月1日以降の収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

▶**申請方法** 申請者の世帯の状況によって、必要な申請書・添付書類が異なります。申請前にこども課こども支援係まで連絡ください。町ホームページでも申請書様式などを掲載していますので、そちらも参照ください。

▶**支給時期** 申請内容を確認後、北海道から指定口座に可能な限り速やかに支給します。

☎こども課こども支援係 ☎54-6621

🌐 <https://www.town.makubetsu.lg.jp/kenkou/news/2023-0510-1358-19.html>

申請期限 2月29日(木) ※新生児は3月15日(金)

ひとり親世帯以外の子育て世帯

ひとり親世帯分の給付金をすでに受給している方は対象外

- ▶**対象者** 次の①、②のいずれかに該当する方
 - ①令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の受給者 (※対象者にはすでに幕別町から支給済みです。)
 - ②令和5年3月31日時点で18歳未満(障害児の場合は20歳未満)の児童(令和6年2月末までに生まれた新生児も対象)を養育する父母等で令和5年度住民税(均等割)が非課税(未申告の場合は対象外)の世帯または令和5年1月1日以降の収入が食費などの物価高騰の影響を受けて急変し、住民税非課税相当の収入となった世帯

▶**申請方法** 申請前にこども課こども支援係まで連絡ください。町ホームページでも申請書様式などを掲載していますので、そちらも参照ください。

※対象者のうち、児童手当(受給者が公務員の場合は申請必要)または特別児童扶養手当を受給していて、令和5年度の住民税(均等割)が非課税の方は申請不要で受給できます。

▶**支給時期** 申請内容を確認後、幕別町から指定口座に可能な限り速やかに支給します。申請不要の対象者には随時支給します。

町ホームページ



新型コロナワクチン

令和5年秋開始接種(9月20日~)終了のお知らせ

※秋開始接種は1人1回

新型コロナワクチンの全額公費(自己負担なし)で受けられる接種期間は、3月31日で終了します。

4月以降は、65歳以上の高齢者を対象にインフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチンと同様に「定期接種」として実施する方向で検討されています。9月20日以降に接種していない方で、接種を希望する方は予約してください。



接種の予約・問い合わせ

予約は、下記まで連絡してください。



インターネット (24時間受付)

新型コロナワクチン接種予約受付サイト
URL <https://jump.mrso.jp/016438>
町ホームページからもアクセスできます。



窓口来所 (平日午前9時から午後5時)

- 新型コロナワクチン相談コーナー
- 幕別町役場 1階 (本町 130 番地 1)
- 札内支所 (札内青葉町 311 番地 11)
- ふれあいセンター福寿 (忠類白銀町 384 番地 10)



電話 (平日午前9時から午後5時)

新型コロナワクチン相談コーナー 0155-54-6615

水道料金負担軽減対策支援事業を延長します

原油価格や物価高騰の影響により住民への経済的負担が増大していることから、事業者を含めた幕別町と水道契約者を対象に、水道料金のうち基本料金を令和6年2月分まで徴収しないとする負担軽減策を令和6年3月分以降も継続して実施します(手続きは不要です)。なお、使用量に応じた水量料金は対象外です。

▶延長期間および対象料金

令和6年3月検針分料金から令和7年2月検針分料金のうち基本料金12カ月分

▶対象者

対象期間に幕別町の水道または簡易水道を契約している町民の方(公的な施設を除く)

▶その他

幕別町以外の水道事業者などから給水を受けている町民の方や地下水のみを使用している町民の方を対象に町の基本料金相当額を助成する「幕別町給水区域外水道料金及び井水助成金」についても、1年間延長して実施します。

詳しくは、広報3月号および町ホームページでお知らせします。

☎水道課庶務係 ☎54-6624